

令和 7 年度(2025 年度)豊中市立学校におけるいじめについて

現 状

(1)いじめ認知件数(令和 7 年(2025 年)10 月末)

- ・市全体の認知件数 2,096 件(昨年度同時期より 643 件増加)
- ・小学校の認知件数 1,460 件(昨年度同時期より 377 件増加)
- ・中学校の認知件数 636 件(昨年度同時期より 266 件増加)

(2)児童生徒千人あたりのいじめ認知件数(令和 7 年(2025 年)10 月末)

- ・市全体の千人あたりの認知件数 65.9 件(昨年度同時期より 20.6 件増加)
- ・小学校の千人あたりの認知件数 66.7 件(昨年度同時期より 17.6 件増加)
- ・中学校の千人あたりの認知件数 64.1 件(昨年度同時期より 27.0 件増加)

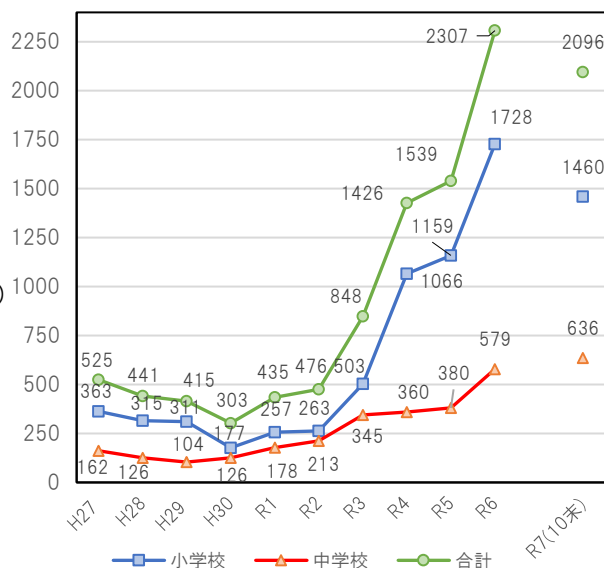
(3)学校別のいじめ認知件数(令和 7 年(2025 年)10 月末)

- ・いじめ認知件数が 5 件以下の学校 0 校(昨年度同時期は 1 校)
- ・いじめ認知件数が 10 件以下の学校 1 校(昨年度同時期は 8 校)

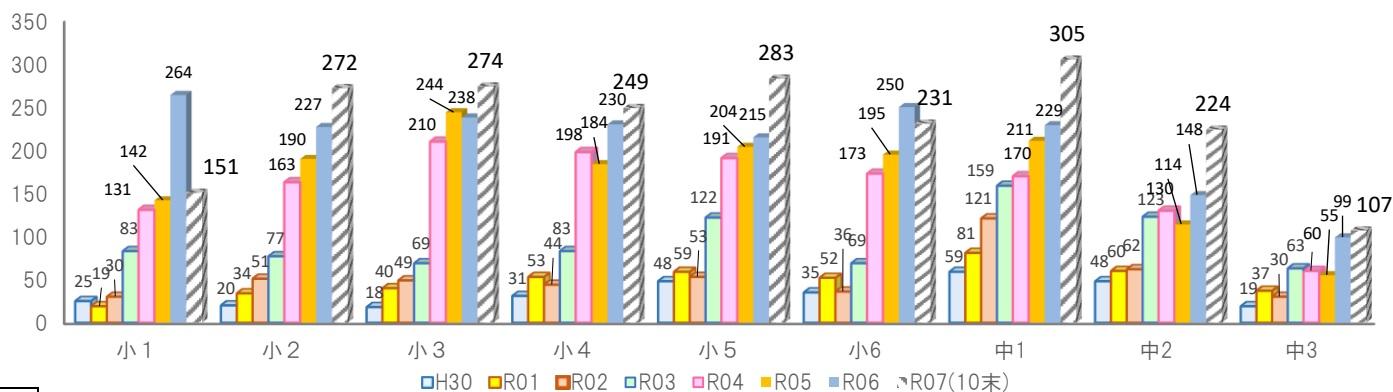
(4)学年別のいじめ認知件数(令和 7 年度(2025 年度)10 月末)

- ・小 1、小 6 以外は 10 月の時点で昨年度のいじめ認知件数を超えている。
- ・小 2、小 5、中 1、中 2 におけるいじめ認知件数の増加傾向が顕著

豊中市 いじめの認知件数の推移(単位:件)



豊中市 学年別いじめ認知件数の経年比較(単位:件)



取 組

(1)各校からの報告(月ごと調査)及び相談内容への対応を実施。

(2)令和 7 年度(2025 年度)において児童生徒千人あたりのいじめ認知件数の低かった学校に対して、いじめに関する研修の実施を働きかけ、指導主事を講師とした校内研修を小学校 9 校、中学校 4 校で実施。

(3)校長会議や小中学校生徒指導担当者会において「いじめ」に関する連絡を実施。いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解、認知したいじめの早期解消及び関係児童生徒の見守りの着実な実施等を依頼。また、文部科学省及びこども家庭庁作成「いじめの重大化を防ぐための留意事項集及び研修用事例集(令和 7 年 11 月 25 日付)」の活用を周知。

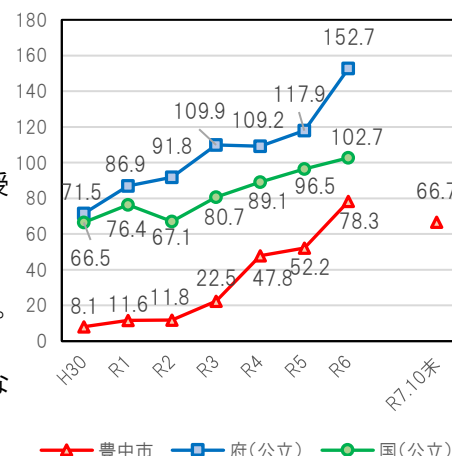
(4)今年度、いじめの認知等に関して以下の研修等を実施。

- ・4 月 新任校長研修/新任教頭研修/初任者研修
「いじめ防止基本方針と学校におけるいじめ対応について」
- ・5、6 月 生徒(生活)指導研修①、②
「ポジティブな行動をポジティブなアプローチで伸ばしていく「ポジティブ行動支援」について」大阪教育大学 庭山准教授
「発達支持的生徒指導の具体化に向けて」関西外国語大学 新井教授

課 題

- (1)小学校における児童生徒千人あたりのいじめ認知件数は、増加傾向にあるが、昨年度の大阪府(公立)及び全国(公立)と比較すると依然として低い状況にある。
- (2)令和 7 年 10 月末時点での児童生徒千人あたりのいじめ認知件数の学校格差については、最大数と最小数の差は小学校で 268.3 件、中学校で 184.0 件となっている。(昨年度同時期は小学校で 147.0 件、中学校で 97.2 件)

小学校における千人あたりのいじめ認知件数(単位:件)



令和 7 年度(2025 年度)豊中市立学校における研修後の教員用いじめ対応セルフチェックシートの結果について

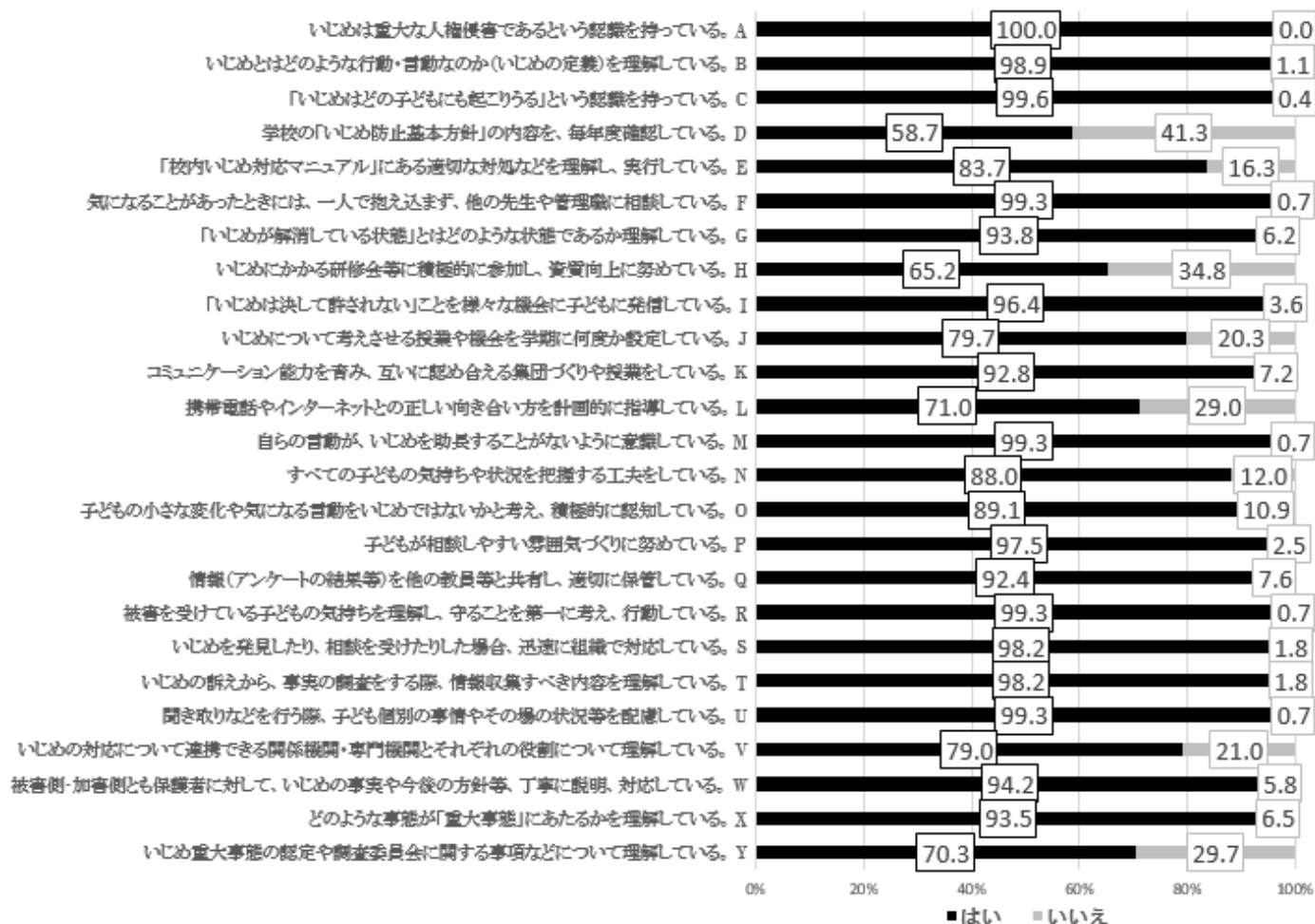
結 果

対象:研修希望校 小学校 7 校(193 人)、中学校 3 校(83 人) 計 276 人

質問内容:大阪府教育庁作成 【教員用】いじめ対応セルフチェックシート

回答方法:Microsoft Forms

実施期間:2025 年 5 月 1 日～2025 年 10 月 29 日 (希望校に指導主事が講師として訪問した際に任意で収集)



課 題

- (1) D、H において、それぞれ否定的回答が 41.3%、34.8%とほかの項目と比較して高くなっており、教員は学校のいじめ対応における方針の確認意欲や積極的な研修参加意欲が低く、資質向上に向け、さらなる周知やはたらきかけが必要である。
- (2) J、L において、それぞれ否定的回答が 20.3%、29.0%とほかの項目と比較して高くなっており、発達支持的生徒指導など未然防止教育を踏まえての児童・生徒への取組みが十分でない可能性がある。
- (3) V において、いじめ対応について連携できる関係機関、専門機関とそれぞれの役割について理解されていない可能性のある教員が、21.0%いることが分かる。
- (4) Y において、否定的回答が 29.7%であり、いじめ防止対策推進法第二十八条及びいじめ重大事態のガイドライン(2024 年 8 月改訂)内容の把握、重大事態対応に関する平時からの備えの徹底が必要である。